

# 関島社会保険労務士事務所便り

2011年  
9月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

HP: <http://www.srseki.info>



## 雇用保険 基本手当日額の改定

雇用保険の給付の基礎となる賃金日額の上下限額は5年ぶりに上げられました。これは本年5月に成立した賃金日額の下限額の上げなどを内容とする「改正雇用保険法」が8月1日に施行されたことによるものです。

この変更に伴い、失業給付の基本手当

日額が上げられるとともに、高年齢雇用継続給付の支給限度額が、月額で16,723円上げられ344,209円になりました。60歳以降の従業員の高年齢雇用継続給付や在職老齢年金との併給調整との関係で再計算が必要になります。

### 1 改正雇用保険法の概要

#### 賃金日額の下限額

	改正後	改正前
全年齢共通	2,330円	2,000円

#### 賃金日額の上限額

年 齢	改正後	改正前
60歳以上 65歳未満	15,060円	14,540円
45歳以上 60歳未満	15,780円	15,010円
30歳以上 45歳未満	14,340円	13,650円
30歳未満	12,910円	12,290円

#### 基本手当の給付率に応じて定められている賃金日額の範囲の額

年 齢	基本手当の給付率	改正後	改正前
60歳未満	100分の80～100分の50	4,640円～10,740円	3,950円～11,410円
60歳以上 65歳未満	100分の80～100分の45	4,640円～10,570円	3,950円～10,230円

### 2 賃金日額等の改定

項 目	平成23年 8月から	平成23年 7月まで	
賃金日額の下限額	2,330円	2,000円	
賃金日額の上 限額	60歳以上 65歳未満	15,060円	14,540円
	45歳以上 60歳未満	15,780円	15,010円
	30歳以上 45歳未満	14,340円	13,650円
	30歳未満	12,910円	12,290円
基本手当の下 限額 (賃金日額の80%)	1,864円	1,600円	
基本 手 当 の 上 限 額	60歳以上 65歳未満 (45%)	6,777円	6,543円
	45歳以上 60歳未満 (50%)	7,890円	7,505円
	30歳以上 45歳未満 (50%)	7,170円	6,825円
	30歳未満 (50%)	6,455円	6,145円
自己の労働による基本手当の減額に係る控除額	1,299円	1,295円	
高年齢雇用継続給付の支給限度額(月額)	344,209円	327,486円	
育児休業給付上限額(月額)	204,750円	215,100円	
介護休業給付上限額(月額)	172,080円	163,800円	

# 障害年金 初診日の証明がまず必要

## カルテがなくてもあきらめない！

### ① 初診日とは

初診日とは、障害の原因となったけがや病気について「初めて医師または歯科医師の診療を受けた日(国民年金法30条、厚生年金保険法47条)」とされています。障害年金請求にあたっては、初診日をまず証明しなければなりません。

### ② 初診日を証明する書類

年金の請求は、すべて証拠主義で行われます。初診日の証明としては、医師が書く証明書類(医証。診断書や受診状況等証明書など)が一般的です。

しかし、診療録(カルテ)の保存期間が5年(医師法24条2項)とされていることからその証明に困難が伴います。

総合病院のような大病院、特に大学医学部付属病院ではかなり長期間カルテが保存されているところもあります。

初診日証明について、国民年金法施行規則31条2項6号、厚生年金保険法施行規則44条2項6号は、「障害の原因となった疾病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類」と規定しているだけで、医証に限定していません。

カルテが保存されていないときは、「受診状況等証明書が添付できない理由書」に次のような「初診日を明らかにすることができる書類」として添付することになります。

#### ■初診日の証明書類となりうるもの

ア 身体障害者手帳申請時の診断書

イ 交通事故証明書あるいは交通事故を報じた新聞記事

ウ 勤務先の定期健康診断記録

定期健診の記録は、必ず保存しておくべきです。傷病にかかっていることが記載されている年度のみだけでなくその前後の連続した年度の分も提示しないと、それが初診だということの証明になりません。

エ 入院記録

入院記録の中に初診に関することが記録されていれば有力な証拠です。

オ 診察券

発行日付が記載されている必要があります。また総合病院では、診療科名の記載があるほうが有力証拠となります。

カ 日記、家計簿

かなり長期間にわたって克明に記載されたものであれば、かなり高く評価されると思います。

キ 母子健康手帳(幼少時の傷病)

ク 請求人をよく知る人の証言

ケ 転医した医療機関の診療記録

初診の病院にカルテがないときでも次に受診した病院に初診病院の紹介状や診療記録に記載してあれば、初診日を証明できる場合があります。

コ 受診した病院の初診部分のカルテの写し

サ 労災関係書類(労災給付請求書などの写し)等々

# 雇用増加1人当たり20万円税額控除

## 雇用促進税制がスタート

税制改正法が6月30日に交付され、雇用を増やす企業・事業主を減税する税制上の優遇措置（雇用促進税制）が平成23年4月～平成26年3月31日までの期間内に始まる事業年度を対象に創設されました。

### 雇用促進税制とは

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内にはじまるいずれかの事業年度（個人事業主は平成24年1月1日～平成26年12月31日まで）において雇用者増加数2人以上（大企業は5人以

上）かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業・事業主は、雇用増加数1人当たり20万円（当期の法人税額の20%が限度、大企業は10%が限度）の税額控除が受けられます。

### 対象となる事業主の要件

- ◆青色申告書を提出する事業主であること。
- ◆適用年度（雇用者増加を予定する事業年度）とその前事業年度に事業主都合による離職者がいないこと。
- ◆適用年度に雇用者（雇用保険の一般被保険者）の数を2人以上（大企業5人以上）、

かつ、10%以上増加させていること。

- ◆適用年度における給与等の支給額が、比較給与等支給額以上であること。

比較給与等支給額＝前事業年度の給与等支給額＋（前事業年度の給与等支給額×雇用増加割合×30%）

- ◆風俗営業等を営む事業主でないこと

### 適用を受ける手続

- ① 事業年度開始後2か月以内（平成23年4月1日から同年8月31日までに事業年度を開始した法人については平成23年10月31日まで）に「雇用促進計画」をハローワークに提出するとともに、その事業年度終了後2か月以内（個人事業主については3月15日まで）に雇用促進計画の達成状況について、ハローワーク（各都道府県労働局）の確認を受け

る。

- ② 雇用促進計画は、本社・本店が、すべての雇用保険適用事業所分（連結子法人を含む）をまとめて管轄のハローワークに提出する。

- ③ 適用年度とその前事業年度に事業主都合の離職があった場合や適用年度に規定の雇用増加がない場合には、雇用促進税制の対象にはなりません。

**●内部通報者の配転は無効**

「営業秘密を知る取引先の社員を引き抜くのは会社の信用を失わせる」と考え、会社のコンプライアンス室に内部通報したために配置転換をされたオリンパスの社員が配転無効を求めた控訴審で、東京高裁は配転無効とする判決を言い渡した。同社側に220万円の賠償も命じた。(8月31日)

**●介護施設の5割以上が「職員不足」**

財団法人介護労働安定センターが2010年度の「介護労働実態調査」を発表し、「職員が不足している」と回答した介護事業所が50.3%（前年度比3.5ポイント増）に上がることがわかった。1年間に辞めた職員の割合を示す離職率は17.8%（同0.8ポイント増）で、3年ぶりに悪化した。(8月24日)

**●被災3県の労災請求件数が計1,535件に**

業務中や通勤中に被災し、死亡（行方不明を含む）した遺族からの労災保険の給付請求が、被災3県（岩手・宮城・福島）で計1,535件（8月15日現在）に上がることがわかった。内訳は岩手399件、宮城1,005件、福島131件となっている。(8月17日)

**●厚生年金保険料の滞納が過去最高**

厚生労働省は、2010年度に厚生年金保険料を滞納した事業者数が16万2,461に上り、過去最高を更新したと発表した。日本年金機構では、滞納事業所に対して電話や訪問での収納対策を強化していく方針。(8月13日)

**●震災から5カ月で経営破綻306件**

東京商工リサーチは、震災の影響により経営破綻した企業が8月11日までの5カ月間で306件に上ると発表した。都道府県別では東京都の59件が最多。東北6県の合計も59件だった。業種別では、宿泊・飲食などのサービス業や製造業、建設業、卸売業などが多かった。(8月12日)

**●「石綿被害救済法」請求期限2022年まで**

民主党と自民党は、「石綿健康被害救済法」の請求期限を、現行の2012年3月から2022年3月まで延長することで合意した。同法は石綿（アスベスト）による肺がんや中皮腫で死亡した被害者の遺族に特別遺族弔慰金などを支給することを定めているが、いまだ請求していない人が多いため請求期限を延長することを決めた。(8月12日)

**●所在不明高齢者929人の年金支給を停止**

厚生労働省は、高齢者の所在不明問題に関して、929人（死亡102人、所在不明827人）の年金支給を停止（8月15日の支払日まで）していることを明らかにした。同省では、払いすぎた年金については時効にかかっていない過去5年分の返還を求める方針。(8月5日)

## お知らせ

## 厚生年金保険料率の引き上げ

## 10月給与徴収分より

厚生年金保険料率が平成23年9月分（10月給与徴収分）より標準報酬月額（賞与の場合は標準賞与額）の16.412%になり、被保険者負担分は8.206%になります。